

公益財団法人 市原国際奨学財団

2026 年度 研究助成募集要項

(1) 応募資格

- ①愛知県内の大学および大学院に在籍する教授、准教授、講師、助教で人物ともに優秀でかつ、健康であって研究の援助が適当と認められるもの。
- ②所属する大学学長の推薦があるもの。
- ③申請自体に制限はありませんが、幅広く助成をしたいという観点から、過去に当公財から助成を受けられた方は、優先順位は下げられることをご承知おきください。

(2) 対象学部

対象学部：文系学部、理工系学部、医薬歯学系学部（医学部、薬学部、看護学部）

(3) 募集件数

募集件数：上記対象学部各 3 件迄

※募集件数を超えた場合無効となる可能性があります。

(4) 助成金の給与額

50 万円／年（最高）

助成金の額及び性格上、消耗品費及び旅費交通費が主要な支出を占めることはお控えください。（それぞれ 2 割を越えない）

謝金を使用する場合は、具体的内容を詳細に記載してください。

(5) 助成金給与期間

2026 年 4 月度より 1 年間

(6) 提出書類

①研究助成申請書（所定様式）

②所属する大学学長の推薦書（所定様式）

※当公財ホームページ（<https://www.ichihara-isf.or.jp>）からダウンロードできます。

(7) 応募締切

2025 年 11 月 30 日（当公財事務局宛必着）

(8) 選考方法

書類審査：提出された申請書について、選考委員会にて審査を行う。

(9) 決定通知

2026 年 3 月下旬、所属する大学学長を通じ、本人に連絡する。

(10) その他

- ①助成金給与期間終了後、半年以内に当公財の所定用紙にて報告書を提出していただきます。助成金給与期間終了後、半年を過ぎても報告書の提出が無い場合は研究が執行されなかったと判断し、助成金の全額返還を求めます。
- ②助成金給与者の氏名・職位・研究テーマ・研究結果は、当公財のホームページ等において情報を公開しますので、あらかじめご了承ください。
- ③申請内容（助成金の使用内訳含む）に大幅な変更が生じた場合や、研究を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類が提出されなかったなどの場合には、助成金の交付取り消し、又は既に交付した助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

(11) 個人情報の取り扱い

当公財に提出いただいた個人情報は、研究助成以外の目的には使用いたしません。

添付 「公益財団法人 市原国際奨学財団研究助成金給与規定」 参照のこと

以上

書類提出先および連絡先

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 4-5-27 大一名駅ビル 1 階

公益財団法人 市原国際奨学財団

事務局：村岡、赤塚

TEL：(052)551-1800

E-mail：ichihara@ichihara-isf.or.jp